

国立大学法人上越教育大学と新潟県立看護大学との包括的な連携・協力に関する協定書

国立大学法人上越教育大学（以下「甲」という。）と新潟県立看護大学（以下「乙」という。）は、包括的な連携・協力を推進することにより、それぞれの教育研究等の充実を図り、もって地域社会に貢献することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 甲と乙は、この協定に基づき、次の各号の掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 学術情報の相互利用に関すること。
- (2) 学生・教職員の交流に関すること。
- (3) 単位互換に関すること。
- (4) 研究の推進と交流に関すること。
- (5) 施設・設備の相互利用に関すること。
- (6) 地域貢献に関すること。
- (7) その他連携・協力に関する必要な事項

（協議会）

第2条 甲と乙は、前条に掲げる事業を積極的かつ円滑に実施するため、国立大学法人上越教育大学と新潟県立看護大学との連携推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会に関して必要な事項は、別に定める。

（協議）

第3条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

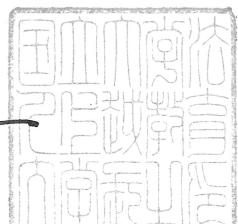
第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年7月2日

甲 国立大学法人上越教育大学長

若井彌一



乙 新潟県立看護大学長

渡邊隆

